

## 議題(3)－エ

### 流山市介護保険条例の一部を改正する条例(案)について

- 本件は、第5期（平成24年度から平成26年度まで）の第1号被保険者に係る介護保険料を定めるための流山市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について、平成24年流山市議会第1回定例会に上程するにあたり、本審議会の了承を得ようとするものである。

#### 流山市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

流山市介護保険条例（平成12年流山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第1号中「12,700円」を「16,500円」に改め、同条第2号中「21,300円」を「22,000円」に改め、同条第3号中「29,800円」を「38,500円」に改め、同条第4号中「42,600円」を「55,000円」に改め、同条第5号中「48,900円」を「66,000円」に改め、同条第6号中「53,200円」を「71,500円」に改め、同条第7号中「63,900円」を「82,500円」に改め、同条第8号中「68,100円」を「88,000円」に改め、同条第9号中「70,200円」を「93,500円」に改め、同条第10号中「72,400円」を「99,000円」に改め、同条第11号中「85,200円」を「110,000円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

第2条 この条例による改正後の流山市介護保険条例の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成24年度から平成26年度までにおける保険料の特例）

第3条 令附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料は、第4条第3号の規定にかかわらず、33,000円とする。

第4条 令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料は、第4条第4号の規定にかかわらず、49,500円とする。

流山市介護保険条例新旧対照表

※対照表の下線部分

が改正箇所

新 (改正案)	旧 (現行)
<p>第1条～第3条 ～略～</p> <p>(保険料)</p> <p>第4条 第1号被保険者に係る平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>16,500円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>22,000円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>38,500円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>55,000円</u></p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者 <u>66,000円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>71,500円</u></p> <p>ア 合計所得金額が125万円以上200万円未満であり、かつ、</p>	<p>第1条～第3条 ～略～</p> <p>(保険料)</p> <p>第4条 第1号被保険者に係る平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>12,700円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>21,300円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>29,800円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>42,600円</u></p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者 <u>48,900円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>53,200円</u></p> <p>ア 合計所得金額が125万円以上200万円未満であり、かつ、</p>

前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 82,500円

ア 合計所得金額が200万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 88,000円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 93,500円

ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 99,000円

前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 63,900円

ア 合計所得金額が200万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 68,100円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 70,200円

ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 72,400円

ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 110,000円

第5条～第16条 ～略～

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の流山市介護保険条例の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料の特例)

第3条 令附則第16条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料は、第4条第3号の規定にかかわらず、33,000円とする。

第4条 令附則第17条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料は、第4条第4号の規定にかかわらず、49,500円とする。

ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 85,200円

第5条～第16条 ～略～

附 則 \*平成21年3月30日条例第8号における附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の流山市介護保険条例の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料について適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成21年度から平成23年度までにおける保険料の特例)

第3条 令附則第11条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料は、第4条第4号の規定にかかわらず、38,300円とする。

第4条 平成21年度から平成23年度までにおける保険料は、第4条及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第1号に掲げる者 12,600円

(2) 第4条第2号に掲げる者	21,000円
(3) 第4条第3号に掲げる者	29,400円
(4) 第4条第4号に掲げる者	42,000円
(5) 第4条第5号に掲げる者	48,300円
(6) 第4条第6号に掲げる者	52,500円
(7) 第4条第7号に掲げる者	63,000円
(8) 第4条第8号に掲げる者	67,200円
(9) 第4条第9号に掲げる者	69,300円
(10) 第4条第10号に掲げる者	71,400円
(11) 第4条第11号に掲げる者	84,000円
(12) 令附則第11条第1項及び第2項に規定する者	37,800円

**\*補足説明**

第4期（平成21年度から平成23年度まで）の第1号被保険者介護保険料は、介護給付費見込み額等に基づいて算定した本則第4条（1）から（11）まで及び附則第3条で定める額が本来の額であるが、特例措置として、介護給付費準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例交付金を活用した引下げを行ったため、当該特例措置適用後の額を附則第4条で規定している。

第5期（平成24年度～平成26年度）

○介護保険料所得段階表（計画書90頁及び91頁に基づき作成）

第4期（平成21年度～平成23年度）

区分	保険料段階	対象者（介護保険法施行令に規定する根拠条文）	現行の流山市介護保険条例の該当条文	保険料年額（料率） *現行の条例附則第4条に基づく額	月額
1	第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税者（令第39条第1項第1号）	条例第4条第1号	12,600円 (基準額×0.3)	(1,050円)
2	第2段階	本人が住民税非課税者であり、かつ、世帯全員が住民税非課税者で、課税対象年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の者（令第39条第1項第2号）	条例第4条第2号	21,000円 (基準額×0.5)	(1,750円)
3	第3段階	本人が住民税非課税者であり、かつ、世帯全員が住民税非課税者で、第2段階に該当する者以外のもの（令第39条第1項第3号）	条例第4条第3号	29,400円 (基準額×0.7)	(2,450円)
4	第4段階（特例）	本人が住民税非課税者で、世帯内に住民税課税者がいる場合で、課税対象年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の者（令附則第11条第1項第1項及び第2項）	条例附則第3条	37,800円 (基準額×0.9)	(3,150円)
5	第4段階	本人が住民税非課税者で、世帯内に住民税課税者がいる場合で、課税対象年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の者（令第39条第1項第4号）	条例第4条第4号	42,000円 (基準額)	3,500円
6	第5段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が125万円未満の者（令第39条第1項第5号）	条例第4条第5号	48,300円 (基準額×1.15)	(4,025円)
7	第6段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の者（令第39条第1項第6号及び第2項）	条例第4条第6号	52,500円 (基準額×1.25)	(4,375円)
8	第7段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が200万円以上400万円未満の者（令第39条第1項第6号及び第2項）	条例第4条第7号	63,000円 (基準額×1.5)	(5,250円)
9	第8段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の者（令第39条第1項第6号及び第2項）	条例第4条第8号	67,200円 (基準額×1.6)	(5,600円)
10	第9段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の者（令第39条第1項第6号及び第2項）	条例第4条第9号	69,300円 (基準額×1.65)	(5,775円)
11	第10段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の者（令第39条第1項第6号及び第2項）	条例第4条第10号	71,400円 (基準額×1.7)	(5,950円)
12	第11段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上の者（令第39条第1項第7号）	条例第4条第11号	84,000円 (基準額×2.0)	(7,000円)

区分	保険料段階	対象者（介護保険法施行令に規定する根拠条文）	流山市介護保険条例改正案の該当条文	保険料年額（料率）	月額
1	第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税者（令第39条第1項第1号）	条例第4条第1号	16,500円 (基準額×0.3)	(1,375円)
2	第2段階	本人が住民税非課税者であり、かつ、世帯全員が住民税非課税者で、課税対象年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の者（令第39条第1項第2号）	条例第4条第2号	22,000円 (基準額×0.4)	(1,833円)
3	第3段階（特例）	本人が住民税非課税者であり、かつ、世帯全員が住民税非課税者で、課税対象年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の者（令附則第16条第1項及び第2項）	条例附則第3条	33,000円 (基準額×0.6)	(2,750円)
4	第3段階	本人が住民税非課税者であり、かつ、世帯全員が住民税非課税者で、課税対象年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の者（令第39条第1項第3号）	条例第4条第3号	38,500円 (基準額×0.7)	(3,208円)
5	第4段階（特例）	本人が住民税非課税者で、世帯内に住民税課税者がいる場合で、課税対象年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の者（令附則第17条第1項及び第2項）	条例附則第4条	49,500円 (基準額×0.9)	(4,125円)
6	第4段階	本人が住民税非課税者で、世帯内に住民税課税者がいる場合で、課税対象年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の者（令第39条第1項第4号）	条例第4条第4号	55,000円 (基準額)	4,590円
7	第5段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が125万円未満の者（令第39条第1項第5号）	条例第4条第5号	66,000円 (基準額×1.2)	(5,500円)
8	第6段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の者（令第39条第1項第6号及び第2項）	条例第4条第6号	71,500円 (基準額×1.3)	(5,958円)
9	第7段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が200万円以上400万円未満の者（令第39条第1項第6号及び第2項）	条例第4条第7号	82,500円 (基準額×1.5)	(6,875円)
10	第8段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の者（令第39条第1項第6号及び第2項）	条例第4条第8号	88,000円 (基準額×1.6)	(7,333円)
11	第9段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の者（令第39条第1項第6号及び第2項）	条例第4条第9号	93,500円 (基準額×1.7)	(7,792円)
12	第10段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の者（令第39条第1項第6号及び第2項）	条例第4条第10号	99,000円 (基準額×1.8)	(8,250円)
13	第11段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上の者（令第39条第1項第7号）	条例第4条第11号	110,000円 (基準額×2.0)	(9,167円)

\* 保険料月額について、( )内の額は、保険料年額を月額換算した額となっており、円未満を四捨五入しています。